

議案第 83 号

三田市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

三田市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 6 年 1 1 月 2 6 日提出

三田市長 田 村 克 也

三田市条例第 号

三田市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

三田市附属機関の設置に関する条例（平成21年三田市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条の表市長の部現三田市民病院跡地活用事業者公募選定委員会の項の次に次のように加える。

新病院建設基本設計・実施設計業務プロポーザル審査委員会	(1) プロポーザル実施要領、仕様書、評価基準、評価要領等の策定に関する事項についての調査審議 (2) 応募提案書に関する事項についての調査審議 (3) 契約候補者の選定に関する事項についての調査審議	7人以内	諮問に係る審議が終了するまで
-----------------------------	--	------	----------------

付 則

この条例は、公布の日から施行する。